10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

一方的な合意管轄条項が無効とされた事例：自社に寄せすぎた条項の末路

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　どんな事案か

商工ローン業者が、連帯保証人に対して、はじめは約束手形金の支払を求める手形訴訟を起こし、その後、保証債務の履行を求める訴えに切り替えました。訴えた先は、自社の横浜支店の所在地を管轄する横浜地方裁判所です。被告である連帯保証人の住所は、東京都新宿区でした（注1）。

貸主は全国各地に49の支店を持ち、貸付けに際して主債務者と連帯保証人に自社所定の定型の契約書を作成させていました。その契約書には、こういう条項が入っていました。

> 手形貸付取引、証書貸付取引等の金銭消費貸借契約、手形割引等、本取引約定に基づく各取引に関して訴訟の必要性が生じた場合は、事物管轄に拘わりなく、債権者の本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする事に異議なく同意するものとします。（注2）

「債権者の本支店の所在地」。貸主の本店と49の支店、あわせて50か所のどこでも管轄になります。しかも貸主は、この貸付けが横浜支店の担当だったとは主張していません（注1）。**取引と無関係の支店の裁判所を選んで訴えた**ということです。

横浜地裁は、この条項を無効と判断し、被告の住所地を管轄する東京地方裁判所へ職権で移送しました（注3）。

二　裁判所は何を判断したか

判断の中心はここです。

> 本件管轄合意条項は、原告手形の支払地、振出地及び被告（債務者）の住所地いかんにかかわらず、原告が全国に散在する上記五〇箇所の本支店所在地を管轄するいずれかの裁判所を任意に一方的に選択して訴えを提起することを可能とする内容の管轄合意なのであって〔中略〕、それ自体、一般的に被告から実質的な防御の機会を一方的に奪うものとして管轄の合意としては無効と解すべきである。（注3）

読むべきは「**それ自体、一般的に**」の一句です。この事件で被告が実際に不利益を受けたかどうかを認定して無効にしたのではありません。条項の作り自体が、一般的に相手方の防御の機会を奪う構造になっている、という理由づけです。

裁判所は、これに先立って別の理由も挙げています。資金が逼迫して貸主から融資を受けざるを得ない零細な資金需要者には、貸主が定めた以外の内容による管轄の合意をする余地などなく、そのことと、貸主の起こす訴訟では利息制限法違反の利息をめぐる抗弁が常に問題になるという訴訟の性質とに照らすと、被告の無思慮急迫状況のもとにされた管轄の合意として無効というべきである、というものです（注3）。

理由が2本立てになっているところが、この決定の読みどころです。交渉力の格差を理由とする筋と、条項の構造そのものを理由とする筋が、並べて置かれています。

無効となった結果、管轄は原則に戻ります。裁判所は民訴法4条により被告の普通裁判籍の所在地である東京都新宿区を管轄する東京地方裁判所の管轄に属するとしたうえで、民訴法16条1項に基づき職権で移送しました（注3）。

> 第十六条（管轄違いの場合の取扱い）
> 裁判所は、訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。（注4）

被告が移送を申し立てたわけでもなく、裁判所が職権で動いています。

三　なぜそう判断されたのか

1　交渉力の格差

一つめの筋は分かりやすいものです。定型の契約書に印刷された条項で、相手方には修正の余地がない。しかも相手方は資金繰りに窮している。この場面で「異議なく同意するものとします」と書かせても、同意の実質がない、という評価です（注3）。

当事者の格差は、別の決定でも、場面を変えて考慮されています。自動車リース会社が全国規模で事業を展開する資本金48億円余の大会社であるのに対し、被告らは資力の乏しい零細事業者とその代表者であった事案で、東京地裁はこの格差を移送の相当性の総合考慮の要素として明示しています（注5）。

もっとも、交渉力の格差だけで条項が無効になると考えるべきではありません。定型の契約書はどの業種にもあり、企業間取引でも力関係の差は普通に存在するからです。

2　選択権を一方に与える構造

契約書の設計に持ち帰れるのは、二つめの筋のほうです。問題は、どちらが訴えるかによって管轄地が動く、しかも動かせるのは一方だけという構造にあります。

同じ構造を、東京地裁も正面から指摘しています。自動車リース契約の約款に「甲、乙および連帯保証人は、この契約について訴訟の必要を生じたとき、乙の本社または乙の選択する裁判所にて解決を図るものとします。」（乙はリース会社）という条項があった事案です（注5）。

> 本件管轄合意条項は，（「乙の本社」という点を除けば，）原告において訴訟を提起する裁判所を一方的に任意に選択し得る趣旨になっているが，このような恣意的な規定は，一般的に相手方の実質的な防御の機会を一方的に奪うものであり，管轄の合意としては，無効と解すべきである。（注5）

「一般的に相手方の実質的な防御の機会を一方的に奪う」という言い回しが、横浜地決と揃っています。**選択権が一方にあることが、条項の効力を落とす。**これが2件に共通する判断枠組みです。

2件の理由づけで効いているのは、交渉力の格差よりも条項の書き方です。2件とも相手方は零細な事業者でしたが、「乙の選択する裁判所」と書けば、相手方の属性にかかわらず同じ問題を指摘されうると考えておくべきです。

3　全部無効ではない直し方もある

もっとも、東京地決は、無効と解すべきだとしたうえで、仮に限定的に有効に解する場合の読み方も併せて示しています。

同決定は、本件管轄合意条項を限定的に有効に解するとすれば、リース契約について紛争が生じた場合には本社または当該リース契約の締結を担当した支店もしくは営業所の所在地を管轄裁判所とする旨の合意と解するのが相当である、としました（注5）。そのうえで、本件のリース契約は倉敷市所在のディーラーが代理店等として締結したものと推認し、その読み方によっても倉敷市所在の裁判所に管轄が認められうるとしています（注5）。結論としては、東京地裁には管轄がないとして、法定管轄のある岡山地裁倉敷支部に移送しました（注5）。

「取引と関係のある拠点に限る」という縮小解釈です。この読み方は、条項をどう書けばよかったかを裏側から教えます。

4　消費者が相手だと、根拠条文が変わる

相手方が消費者である場合には、消費者契約法10条という別の入口があります。

> 消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。（注6）

適格消費者団体が消火器のリース業者に対して不当条項の使用差止めを求めた事案で、仙台高裁は専属的合意管轄条項をこの条文により無効としました（注7）。

> 民事訴訟法が定める管轄に比べて裁判を受けられる裁判所を限定し、民事訴訟法の規定に比べて消費者の権利を制限するものであって、〔中略〕横浜簡易裁判所又は横浜地方裁判所を専属管轄とするような専属管轄を定めることは、被告らの営業の実情に照らしても専属管轄を定めて消費者の権利を制限する合理的な理由が認められないから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項にあたり、消費者契約法１０条により無効となる条項である。（注7）

判断の軸は「営業の実情に照らして合理的な理由があるか」です。事業者の顧客の多くが仙台市内を中心とする宮城県に在住し、消火器の設置も宮城県内でされているのに、管轄は横浜だった（注7）。**取引の実態と管轄地がずれている**ことが決め手になりました。

この事案では、条項を使うこと自体の差止めが命じられています（注7）。個別の訴訟で管轄が否定されるだけでは済まず、その条項を今後使えなくなるという帰結です。

四　この判断から契約書に持ち帰るもの

1「本支店の所在地」と書かない

3件を通してみると、落ちる条項には共通の形があります。

落ちた書き方	何が問題か
債権者の本支店の所在地を管轄する裁判所（注2）	50か所のどこでも選べる。取引と無関係の支店でもよい
乙の本社または乙の選択する裁判所（注5）	選択権が明示的に一方にある
顧客の多くが宮城県にいるのに横浜を専属管轄（注7）	取引の実態と管轄地がずれている

自社の拠点を広く書けば書くほど、条項は弱くなります。支店を持つ会社が「本支店の所在地」と書きたくなるのは自然ですが、そのひと言が条項全体を落とす原因になります。

管轄合意に定める裁判所は、特定されてさえいれば複数でも構いません。もっとも、全国展開する企業が全国の本支店所在地を管轄するいずれかの裁判所を任意に一方的に選択して訴えを提起することを可能とする内容の管轄合意であると解されれば、相手方の権利を不当に侵害するものとして効力を否定されるおそれがあります（注8）。

「複数でもよい」と「どこでも選べる」の間に線があります。線を引くのは、拠点の数ではなく、その取引との結びつきです。

2　取引と結びつけて書く

では、支店網を持つ会社はどう書くか。三の3で見た東京地決の縮小解釈が、そのまま答えになります。取引を担当した拠点に限定する書き方です。

条項例は、次の形です。

> （合意管轄）
> 第〇条　本取引約定に基づく各取引に関して紛争が生じた場合、乙が当該取引をした甲の本支店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。（注9）

「乙が当該取引をした」の一句が入るだけで、条項の性格が変わります。管轄地は取引ごとに決まり、甲が後から選ぶ余地がなくなる。甲が全国展開する企業であっても、乙が実際に取引をした本支店の所在地の管轄裁判所を専属的管轄と定めることは、乙の立場にも配慮した一定の合理性を有する条項と考えられます（注10）。

自社の拠点が1か所しかない会社には、全国の本支店から後で選ぶという問題は起きません。「甲の本店所在地を管轄する裁判所」と書けば、選択の余地はないからです。ただし、その裁判所に固定することの合理性や相手方の負担は、別に問われます。消費者が相手なら、消費者契約法10条の問題にもなりえます。選択権の問題は支店網を持つ会社に固有のもので、その解き方も支店網の使い方の中にあります。

3　無効にならなくても、移送される

条項が有効とされても、話は終わりません。消費者等の相手方に一方的に不利な合意管轄条項が定められていると、当該定めが無効とまではされなくとも、民事訴訟法17条に基づく裁量移送が認められる可能性が高いと考えられます（注11）。

三の3の東京地決は、これとは場面が違います。同決定は、東京地裁に管轄がないとして管轄裁判所に移送したもので（民訴法16条1項）、有効な合意管轄を前提にした17条の裁量移送ではありません（注5）。ただ、移送先を選ぶにあたって、当事者の格差や契約の締結地・履行地といった事情を総合考慮している点は、裁量移送の判断と共通します。

自社に有利な管轄条項を置いても、実際に紛争になれば相手方の地元に移されることがある。**条項を通したことと、そこで審理されることは別**だという前提で設計します。この点は別稿「専属的合意管轄条項の設計」の三でも扱っています。

4　消費者・小規模事業者が相手なら、線を引き直す

相手方が消費者なら、消費者契約法10条という別の入口が開きます。しかも仙台高裁の事案では、個別の訴訟の管轄が否定されるにとどまらず、その条項を使うこと自体が差し止められました（注7）。適格消費者団体による差止請求は、契約書のひな型そのものを標的にします。

判断の軸が「営業の実情に照らして合理的な理由があるか」である以上（注7）、対策も実情に合わせることになります。顧客の所在地が特定の地域に偏っているなら、その地域の裁判所を選ぶ。全国に散っているなら、専属にせず付加的合意にとどめるか、そもそも管轄条項を置かないという選択もあります。

相手方が小規模事業者である場合も、扱いは似てきます。東京地決は零細事業者とその代表者が相手方の事案で、消費者契約法によらずに、条項の効力と移送先が判断されています（注5）。消費者でなければ安全、ということにはなりません。

5　自社が受け取る側なら、どこを見るか

ここまでは自社がひな型を出す側の話でした。受け取る側から見ると、見どころは1点です。

相手方の拠点が複数書かれていないか。「甲の本支店の所在地」「甲が指定する裁判所」といった書き方があれば、そこを指摘します。同じ書き方の条項が無効とされた裁判例が複数あるので、相手方が中小の事業者であれば、交渉の材料になります。

もっとも、無効を主張できる見込みがあるからといって、条項をそのままにしておく理由にはなりません。無効主張は訴訟になってから使う手札で、そこに至るまでの応酬のコストは自社が負います。契約の段階で「乙が当該取引をした甲の本支店」に直しておくほうが、はるかに安く済みます。

本稿で扱わなかったこと

合意管轄条項の設計そのもの（法定管轄との関係、専属的合意と付加的合意の違い、書面性の要件、応訴管轄と裁量移送）は、別稿「専属的合意管轄条項の設計」が扱います。

調停を申し立てられた場合にこの条項が及ぶかは、別稿「調停事件に合意管轄が及ぶか」が扱います。

優越的地位の濫用として独占禁止法上の問題になるかは、本稿では扱いません。本稿の3件は、いずれも管轄合意の効力（仙台高判は消費者契約法10条による無効）の問題として処理されており、独占禁止法には触れていません。

消費者契約法10条の一般的な要件と適用範囲は、別稿「消費者契約法による規制」が扱います。本稿では、管轄条項がこの条文で落ちた例があるという限度で触れています。

参考文献等

（注1）秦周平ほか編『ケース別　契約書リーガルチェックのポイント――事例でみるトラブル条項例』（新日本法規出版、2020）判例Case4の事例概要

（注2）前掲注1・判例Case4が掲げる問題となった条項

（注3）横浜地決平成15年7月7日判時1841号120頁（平成15年（手ワ）第57号）

（注4）民事訴訟法16条1項

（注5）東京地決平成15年12月5日判タ1144号283頁（平成15年（ワ）第21526号、平成15年（モ）第15395号）。抗告審の東京高決平成16年2月3日判タ1152号283頁（平成15年（ラ）第2196号）は、原決定の説示を引用して抗告を棄却しています

（注6）消費者契約法10条

（注7）仙台高判令和3年12月16日判時2541号5頁（令和3年（ネ）第150号、令和3年（ネ）第211号）

（注8）前掲注1・判例Case4の改善のポイント1

（注9）前掲注1・判例Case4のトラブルを防止する条項例

（注10）前掲注1・判例Case4の改善のポイント3

（注11）前掲注1・判例Case4の改善のポイント2

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/ippoteki-goi-kankatsu-mukou/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「一方的な合意管轄条項が無効とされた事例：自社に寄せすぎた条項の末路」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。